（輸出検査の申請）

第五十一条の二　偶蹄類の動物及び馬並びにこれらの動物の精液、受精卵及び未受精卵を輸出しようとする者は、輸出の九十日前まで（これによることが困難な特別の事情があると認められる場合には、動物検疫所長が指定する日まで）に動物検疫所長に次条の輸出検査申請書を提出しなければならない。

第五十五条の二　（略）

（廃棄の基準）

第五十六条　法第四十六条第四項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　廃棄する物品は、焼却すること。

二　焼却は、対象とする物品の性状、病原体の性質その他の事情を勘案し、当該措置の目的を十分に達成できるような方法により行うこと。

三　焼却は、焼却炉又は人家、飲料水、河川若しくは道路に近接しない場所であつて日常家畜が接近しない場所で行うこと。

四　実施者の安全並びに実施場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。

第五章　病原体の所持に関する措置

（家畜伝染病病原体）

第五十六条の三　法第四十六条の五第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

五　マイコバクテリウム・ボービス（別名結核菌）

六～十一　（略）

（滅菌譲渡の届出）

第五十六条の十六　法第四十六条の十一第二項の規定による滅菌譲渡の届出は、別記様式第三十八号により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から滅菌譲渡をするまでの間に、速やかに行わなければならない。

一～三　（略）

2　（略）

（届出伝染病等病原体）

第五十六条の二十七　法第四十六条の十九第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一　ベシキュロウイルス・ベシキュラーストマティティスアラゴアスウイルス（別名水疱性口内炎ウイルス）

二　ベシキュロウイルス・ベシキュラーストマティティスインディアナウイルス（別名水疱性口内炎ウイルス）

三　ベシキュロウイルス・ベシキュラーストマティティスニュージャージーウイルス（別名水疱性口内炎ウイルス）

四　（略）

五　ブルセラ・オビス（別名ブルセラ症菌）

六　マイコバクテリウム・カプレ（別名結核菌）

（輸出検査の申請）

第五十一条の二　偶蹄類の動物及び馬並びにこれらの動物の精液を輸出しようとする者は、輸出の九十日前まで（これによることが困難な特別の事情があると認められる場合には、動物検疫所長が指定する日まで）に動物検疫所長に次条の輸出検査申請書を提出しなければならない。

第五十六条　（略）

（新設）

第五章　病原体の所持に関する措置

（家畜伝染病病原体）

第五十六条の三　法第四十六条の五第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

五　マイコバクテリウム・ボービス（別名結核病菌）

六～十一　（略）

（滅菌譲渡の届出）

第五十六条の十六　法第四十六条の十一第二項の規定による滅菌譲渡の届出は、別記様式第三十八号により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から三日以内に行わなければならない。

一～三　（略）

2　（略）

（届出伝染病等病原体）

第五十六条の二十七　法第四十六条の十九第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一　ベシキュロウイルス・ベシキュラーストマティティスアラゴアスウイルス（別名水胞性口炎ウイルス）

二　ベシキュロウイルス・ベシキュラーストマティティスインディアナウイルス（別名水胞性口炎ウイルス）

三　ベシキュロウイルス・ベシキュラーストマティティスニュージャージーウイルス（別名水胞性口炎ウイルス）

四　（略）

五　ブルセラ・オビス（別名ブルセラ病菌）

六　マイコバクテリウム・カプレ（別名結核病菌）